

資 産 等 補 充 報 告 書

植島 康文

1 土地

| 所 在  | 面 積            | 固定資産税の課税標準額 | 摘 要 |
|------|----------------|-------------|-----|
| 該当なし | m <sup>2</sup> | 円           |     |
|      |                |             |     |
|      |                |             |     |
|      |                |             |     |
|      |                |             |     |

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

| 権利の目的となっている土地の所在 | 面 積            | 摘 要 |
|------------------|----------------|-----|
| 該当なし             | m <sup>2</sup> |     |
|                  |                |     |
|                  |                |     |
|                  |                |     |
|                  |                |     |

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

### 3 建物

| 所 在  | 床 面 積          | 固定資産税の課税標準額 | 摘 要 |
|------|----------------|-------------|-----|
| 該当なし | m <sup>2</sup> | 円           |     |
|      |                |             |     |
|      |                |             |     |
|      |                |             |     |
|      |                |             |     |

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

### 4 預金・貯金

#### ・預金

|       |            |
|-------|------------|
| 預金の総額 | 7,000,000円 |
|-------|------------|

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

#### ・貯金

|       |        |
|-------|--------|
| 貯金の総額 | 該当なし 円 |
|-------|--------|

(注) 普通貯金を除く。

### 5 有価証券

| 種 類 | 額 面 金 額 の 総 額 |
|-----|---------------|
| 社債券 | 3,000,000円    |
|     |               |
|     |               |

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

| 種 類 | 銘 柄  | 株 数 | 額 面 金 額 の 総 額 |
|-----|------|-----|---------------|
| 株   | 該当なし | 株   | 円             |
|     |      |     |               |
| 券   |      |     |               |

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が1,000,000円を超えるものに  
限る。）

・自動車

| 種 類  | 数 量 |
|------|-----|
| 該当なし |     |
|      |     |
|      |     |

（注） 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入  
する。

・船舶

| 種 類  | 数 量 |
|------|-----|
| 該当なし |     |
|      |     |
|      |     |

（注） 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

| 種 類  | 数 量 |
|------|-----|
| 該当なし |     |
|      |     |
|      |     |

（注） 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入す  
る。

・美術工芸品

| 種 類  | 数 量 |
|------|-----|
| 該当なし |     |
|      |     |
|      |     |

（注） 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及び

その他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

|      |  |
|------|--|
| 該当なし |  |
|      |  |
|      |  |

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 貸付金の総額 | 該当なし | 円 |
|--------|------|---|

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 借入金の総額 | 該当なし | 円 |
|--------|------|---|